

優良和子牛生産推進緊急支援事業の平均価格等について
(令和 6 年 7 月～9 月分)

優良和子牛生産推進緊急支援事業実施要綱(令和 6 年 3 月 1 8 日付け 5 農畜機第 8 2 0 6 号)第 4 の 3 の規定に基づき、下記のとおり令和 6 年 7 月～9 月販売分の平均価格及び奨励金単価を公表します。

今期は、黒毛和種(兵庫県を除く)について、平均価格が発動基準価格を下回ったため、飼養管理向上の取組数に応じて、下記のとおり奨励金を交付します。

記

1 発動基準価格及び平均価格 (単位: 円/頭)

品種・ブロック		発動基準価格			平均価格	奨励金 発動基準
		A	B	C		
黒毛和種	北海道	600,000	580,000	570,000	553,145	C
	東北				501,095	C
	本州関東以西・四国 (兵庫県を除く)				519,701	C
	兵庫県				921,175	—
	九州・沖縄				484,835	C
褐毛和種		550,000	530,000	520,000	649,800	—
その他の肉専用種		350,000	330,000	—	—	—

2 発動基準ごとの奨励金単価 (単位: 円/頭)

品種	奨励金単価			
	発動基準	取組数 2	取組数 3	取組数 4 以上
黒毛和種	A	10,000	10,000	10,000
	B	10,000	20,000	20,000
	C	10,000	20,000	30,000

注 1: 黒毛和種の平均価格は、肉用子牛生産者補給金制度の対象となる 6 ヶ月齢～12 ヶ月齢の肉用子牛の指定市場における取引価格を用い、要綱別表 1 に定めるブロック別、四半期ごとに算出し、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値 70 (平均+2 標準偏差)以上)となる都府県(今回は兵庫県が該当)はブロック別平均価格の計算から除外します。
褐毛和種については、全国で、四半期ごとに算出します。
その他の肉専用種については、令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月までの取引価格を用いて全国の年平均価格を算出します。

注 2: 発動基準価格及び平均価格は、消費税込みです。